

【件名】州境開放に向けた検討、国際旅客受入数の増加、緊急事態宣言の延長（新型コロナウイルス（COVID-19）関連）

【ポイント】

- 9月4日の国家内閣後の記者会見で、モリソン首相は、12月を目途にホットスポット（感染多発地域）の概念を用いて州境開放すること等を含む計画策定を進めることでWA州以外の全州と大筋で合意した旨を表明しました。
- 豪連邦政府は、豪州人等の帰国を支援するため、空港の国際旅客の受入れ数増加に取り組むことに合意しました。
- 豪連邦政府は、人のバイオセキュリティに関する緊急事態宣言の期間を3か月延長し、12月17日までとすることを発表しました。

【本文】

1 9月4日の国家内閣後の記者会見で、モリソン首相は、12月を目途にホットスポット（感染多発地域）の概念を用いた州境開放を行うこと等を含む計画策定を進めることでWA州以外の全州と大筋で合意した旨を表明しました。

連邦政府は今回、ホットスポットに指定する検討を開始する条件として、市中感染が、都市部においては3日で30件以上、地方部においては3日で9件以上発生した場合を提案しており、今後さらに検討を進められます。

2 また、豪連邦政府は、豪州人等の帰国を支援するため、州・準州政府や航空会社と協力し、隔離施設等のキャパシティがある州・準州の国際線到着を増やすなどして、国際旅客の受入れ数増加に取り組む旨を表明しました。詳細は下記をご参照ください。

豪首相府発表メディア・ステートメント：<https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-040920>

3 豪連邦政府は、豪州人及び豪州永住者の海外渡航の原則禁止等の措置を可能とする人のバイオセキュリティに関する緊急事態宣言の期間を3か月延長し、12月17日までとすることを発表しました。詳細は下記をご参照ください。

<https://www.health.gov.au/ministers/the-hon-greg-hunt-mp/media/human-biosecurity-emergency-period-extended-by-three-months>

（メール発信者）

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244（代表）

FAX：02-6273-1848

メール : consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP : https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト : <https://www.australia.gov.au/>

A C T 政府コロナウイルス関連サイト : <https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト : <https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト（日本語） :
<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト : <https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館は A C T（首都特別地域）を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館（N S W 州、N T（北部準州）管轄）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館（V I C 州、S A 州、T A S 州管轄） https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館（Q L D 州管轄）

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館（W A 州管轄）

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>